

帯広市立小中学校の適正規模及び 適正配置に関する基本方針

帯広市教育委員会

平成18年9月

目 次

はじめに	1
------	---

小中学校の適正配置等に関する基本方針

1．市内小中学校の教育環境	2
2．学校の小規模化・大規模化による問題点	5
3．帯広市のめざす学校教育の姿	6
4．帯広市における学校の適正規模	7
5．帯広市立小中学校の適正配置	8
6．適正配置の対象校と検討時期	10

帯広市立小中学校適正配置計画

1．帯広市立小中学校適正配置計画策定の考え方	11
2．適正配置計画	12

適正配置計画の進め方

1．実施計画の策定	20
2．統合準備協議会の設置	20
3．基本方針及び適正配置計画の見直し	20

はじめに

全国的な少子化の進展に伴い、本市においても児童生徒数は減少の一途をたどっており、今後この傾向は続くものと思われます。その結果、学校の小規模化が進んでおり、農村部だけでなく、市街地の学校でも1学級のみ学年が生じてきています。学校の小規模化は、児童生徒の学校における人間関係や教職員の配置数など、教育環境の面で様々なデメリットが想定されます。

また、社会環境の変化に伴う教育内容の充実や校舎・体育館の老朽化など教育行政面においても諸課題を抱えています。近年の厳しい財政状況を考慮するとともに、効率的な学校運営にも十分配慮しつつ、これらの諸課題に的確に対応していかなければなりません。

帯広市教育委員会は、このような諸課題に対応するため、平成17年5月に「帯広市小中学校適正配置等検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視点からご検討いただき、同年12月に検討結果の報告をいただきました。

この報告では、望ましい教育環境を提供するためには一定の学校規模が必要であり、通学区域の見直しや統廃合による適正な学校規模確保に向けた取り組みを進める必要があるとのご提言をいただきました。同時に、学校の適正配置が単に行政の効率化に留まることなく、良質な教育環境の提供につながるよう、教育行政における諸課題についても併せて提言されています。

帯広市教育委員会では、これらの提言を尊重しつつ、今後、長期に渡って学校規模の適正化と適正配置に取り組むための基本的考え方について「帯広市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」としてまとめることとしたものです。

小中学校の適正配置等に関する基本方針

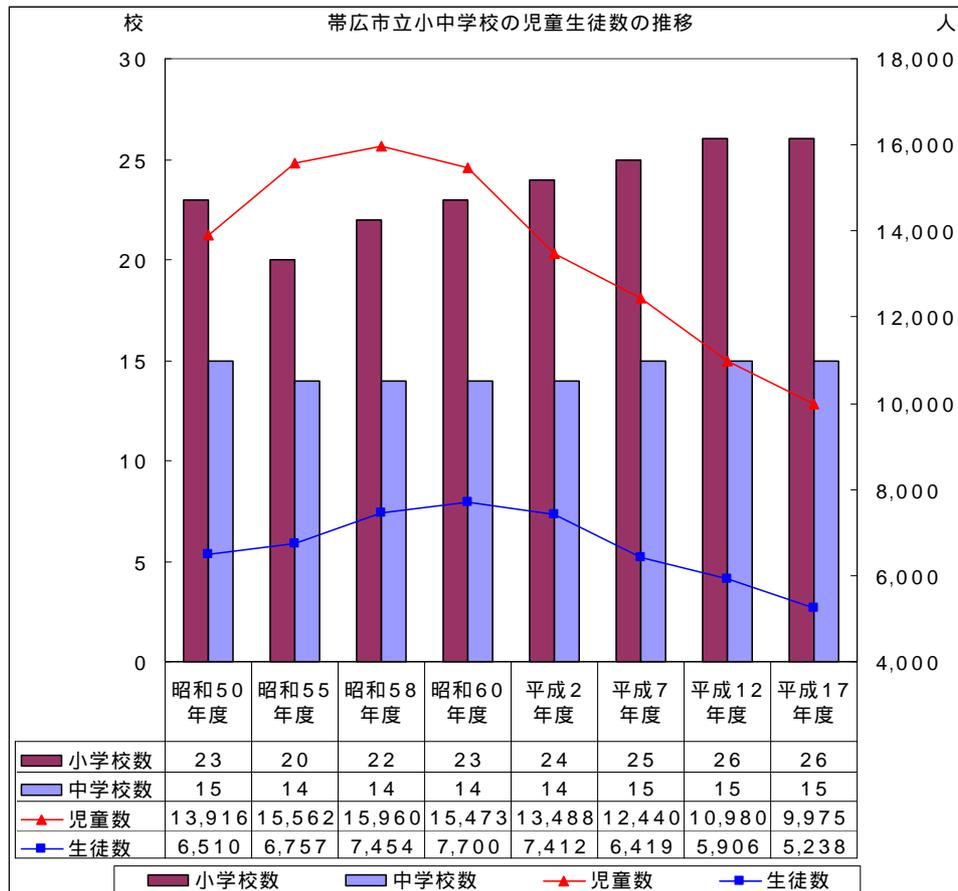
1. 市内小中学校の教育環境

(1) 児童生徒数及び学校数の推移

昭和 50 年度以降の帯広市の児童生徒数は、昭和 58 年度の 23,414 人をピークに、その後徐々に減少を続け、平成 17 年度では 15,213 人とピーク時の約 6 割にまで減少しています。

一方、小中学校数は、昭和 54 年度から昭和 55 年度にかけて農村地区の小規模校を統合して小学校 20 校、中学校 14 校まで減少しましたが、その後、市内の宅地開発による人口増に伴って分離新設を行い、平成 17 年度現在では小学校 26 校、中学校 15 校となっています。

図 - 1 (平成 17 年 5 月 1 日現在)



(2) 学校の小規模化と学校間格差

児童生徒数の減少に伴い、学校は小規模化しており、学校教育法で標準とされている 12 学級から 18 学級を下回る学校数が増加しています。

平成 17 年度の児童生徒数及び学級数の学校間格差は、市街地の最大校と最小校を比較した場合、小学校では児童数で 4.4 倍、学級数で 3.7 倍の格差が生じており、また、中学校では生徒数で 2.3 倍、学級数で 2.0 倍の格差が生じています。

図 - 2

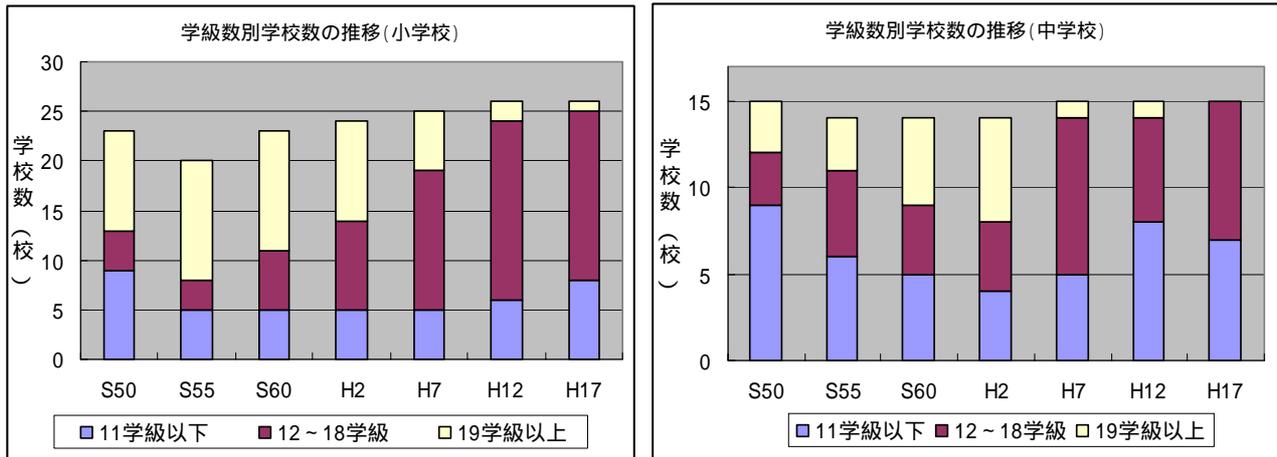


表 - 1 (平成 17 年 5 月 1 日現在)

	児童生徒数			学級数		
	最小校	最大校	格差	最小校	最大校	格差
小学校	201 人	894 人	4.4 倍	7 学級	26 学級	3.7 倍
中学校	271 人	622 人	2.3 倍	9 学級	18 学級	2.0 倍

特殊学級の児童生徒数、学級数は含めていない。

(3) 1 学級当りの児童生徒数

平成 17 年 5 月 1 日現在における小中学校の 1 学級当りの平均児童生徒数は、小学校で 30 人、中学校で 33 人となっています。特に、市街地の小中学校については、小学校で 31 人、中学校で 35 人となっています。

なお、現行制度では、1 学級当りの児童生徒数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で 40 人と規定されています。また、北海道教育委員会では単独事業として、「少人数学級実践研究事業」により小学校第 1 学年及び第 2 学年を対象に 35 人学級を実施していますが、平成 18 年度からは中学校第 1 学年でも実施されています。

(4) 通学区域の状況

本市では、小学校で概ね 2km 以内、中学校で概ね 4km 以内を通学距離の標準としています。しかし、市街地の多くの学校で、小学校では半径 1km 以内、中学校では半径 2km 以内に通学区域の大半が入る状況となっており、学校数の増加に伴って、通学区域が小規模化しています。

(5) 学校の維持管理経費及び施設の状況

1 校当りの学校の維持管理に要する経費 (平成 17 年度当初予算)

小学校 約 2,700 万円 / 校

中学校 約 2,200 万円 / 校

維持管理経費 = 教材教具・就学援助・学校建設などに関する経費を除く、学校施設の管理運営・修繕等に要する経費

学校の改築に要する経費（最近の事例）

校舎：啓西小学校（平成14年度改築、鉄筋コンクリート造、18学級規模） 14.2億円

体育館：東小学校（平成17年度改築、鉄骨造、1,111㎡） 3億円

義務教育諸学校施設費国庫負担法により国が3分の1を負担するため、実際の市費負担分は3分の2となります。

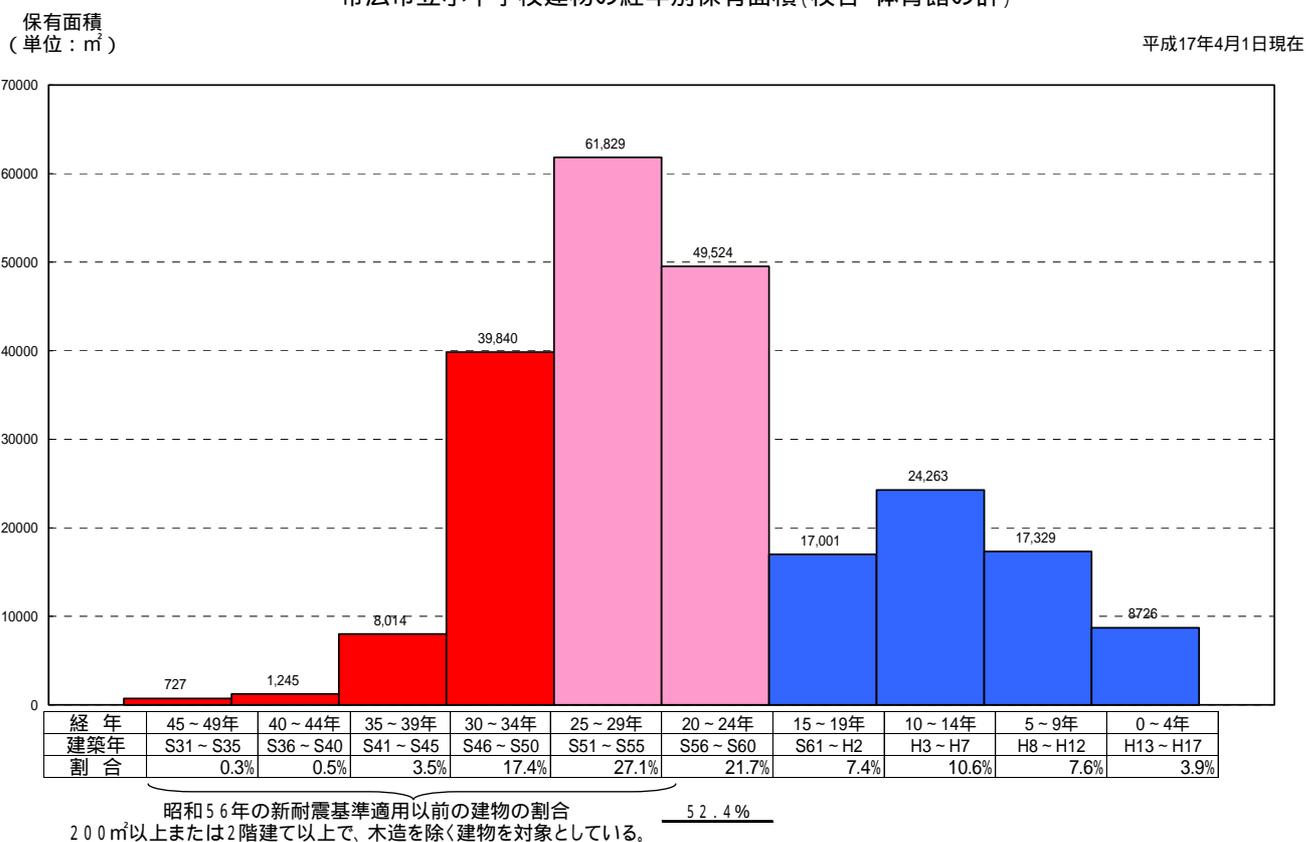
学校施設の老朽化の状況

平成17年度で、市内小中学校の校舎・体育館総面積のうち約7割が大規模な改修の検討が必要な建築後20年以上を経過しています。さらに、総面積の約2割が改築の検討が必要となる30年以上を経過しています。

また、総面積の52.4%が昭和56年に施行された新耐震基準適用以前に建築された施設であり、早期に耐震化を図る必要があります。

図 - 3

帯広市立小中学校建物の経年別保有面積(校舎・体育館の計)



2. 学校の小規模化・大規模化による問題点

児童生徒の生活・学習指導面や学校運営面から、小規模校、大規模校のそれぞれの問題点について整理します。

(1) 小規模校の問題点

小規模校では、児童生徒数や学級数が少ないことから、一人一人の個性や能力に応じた丁寧な指導がしやすく、教員や保護者も含めて互いの結びつきが深くなることにより一体感を持った指導や学校運営ができるという良い面がある一方で、次のような問題があります。

集団としての規模が小さく、クラス替えができないことから、人間関係や互いの評価が固定化しやすく、いじめなどの問題が生じた場合、後年次まで影響が残りやすいことや、新たな人間関係を通じた社会性の育成などに難しい面があります。

また、日常の学習活動においても、考え方の積み上げによる集団思考が深まりづらいことや、選択教科や部活動などで選択の幅が狭くなる傾向があります。

さらに、学年や教科に複数の教員を配置しづらいことから、複数の教員の目で子どもたちの個性やよさを評価したり、指導方法の面で協力したりすることが難しい面があります。

(2) 大規模校の問題点

大規模校では、児童生徒数や学級数が多いことから、多様なクラス編制を通して新たな価値観や人間関係が形成されたり、学校行事に活気が出ることや選択教科や部活動で選択の幅が広がるなどの良い面がある一方で、次のような問題があります。

児童生徒数や学級数が多くなることにより、特別教室や体育館、プールなどの施設を利用した授業の割り当てに制約を生じる場合があることや、学年内や学年間で、児童生徒相互の交流や理解が不十分となり、全校的に好ましい人間関係や信頼関係を形成しづらい面があります。

特に、中学校では、生活や進路などに関する生徒指導の面で個々の生徒の状況に応じた対応が難しく、十分に目が行き届きづらくなることが懸念されます。

3. 帯広市のめざす学校教育の姿

帯広の明日を拓く、人間として調和のとれた児童生徒を育てる学校教育

- 基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力のある子どもを育てます。
クラス替えによる新たな人間関係を通して多様なものの見方や考え方に触れるとともに、グループ学習などによる思考の積み上げを図り、自分で課題を見付け、よりよく問題を解決するなどの、自ら学び自ら考える力を育みます。また、児童生徒の興味・関心を生かし、個に応じた指導の充実に努め、確かな学力の育成を図ります。
- 人間的な触れ合いを重視し、豊かな人間性や社会性のある子どもを育てます。
様々な価値観や考え方をもち友人と触れ合うことにより、正義感や倫理観、他人を思いやる心などの豊かな人間性を育てます。また、好ましい人間関係を基礎に、集団や社会の一員として主体的によりよい生活を築こうとする社会性の育成を図ります。
- 心身の調和的な発達を図り、たくましく生きるための健康や体力を維持・向上できる子どもを育てます。
児童生徒が互いに刺激し合い、よい意味で競い合うことにより、クラス全体や学年の活力を引き出すとともに、たくましく生きるための基礎的な体力の向上を図ります。また、部活動や学校行事などにおいて、自ら積極的に選択し参加できる環境づくりを進めます。
- 特色ある教育を展開し、生きる力をはぐくむ開かれた教育活動を行う学校をつくり
ます。
教員の配置数を確保することにより指導体制を充実し、教員一人一人の学校経営への参加意欲を高め、地域の教育資源や伝統、学習環境を生かした特色ある学校づくりを進めます。また、教育の成果を積極的に公開するとともにその評価を学校運営に反映するなど、開かれた学校づくりを進めます。

21 世紀の帯広市を担う子どもたちを取り巻く環境は、社会の高度情報化、価値観の多様化、少子高齢化など複雑な様相を見せています。

このような社会情勢の中、本市の学校教育では、豊かな自然環境や教育資源などの地域性を生かした特色ある教育を創造し、知、徳、体の調和のとれた教育を進め、他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができる子どもたちを育てることをめざしています。

子どもたちは、学校での集団活動を通して、協調や対立、共感や反発などの多様な人間関係を体験し学ぶことで社会性や集団性を培い、成長を遂げていくものです。そのためには、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨するとともに、様々な考え方や経験を持っている友達との出会いが大切です。

学校が持つこうした役割を十分に発揮するためには、一定の児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりをめざすことが必要です。

4. 帯広市における学校の適正規模

本市のめざす学校教育の姿を実現するため、小規模校、大規模校それぞれの問題点等を踏まえつつ、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

(1) 適正規模についての基本的な考え方

次の3つの視点から、学校の適正規模について整理することとします。なお、1学級当りの児童生徒数は、現状の平均的人数である概ね35名以内を前提としますが、教科ごとの必要性に応じて少人数指導や習熟度別授業なども積極的に取り入れ、少人数指導による教育効果の向上にも柔軟に対応することとします。

児童生徒の教育環境の充実

適切なクラス替えを通じて新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方をもった仲間と触れ合えることができる学校規模であること。

課題別学習や選択教科、部活動、学校行事等において多用な選択肢を提供することができ、活気が生まれる学校規模であること。

学校への帰属意識や連帯感が維持できる学校規模であること。

中学校では、進路面や生活面において、生徒一人一人の個性や特性に応じた指導が可能な学校規模であること。

教員体制の充実

小学校では、学年に複数の教員を配置できる学校規模であること。

中学校では、指導時間数の多い5教科に複数の教員を配置できる学校規模であること。

適切な学校運営

学年事務や校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ、教員が児童生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組める学校規模であること。

特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることが可能な学校規模であること。

(2) 帯広市における学校の適正規模

上記の適正規模についての基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の標準を次のとおりとします。

	小学校	中学校
1 学年当り	2 ~ 4 学級	4 ~ 6 学級
1 校当り	1 2 ~ 2 4 学級	1 2 ~ 1 8 学級

5. 帯広市立小中学校の適正配置

帯広市における学校の適正規模を確保するため、次に示す基本的な考え方に基づき、小中学校の適正配置を進めます。

(1) 適正配置の方法

学校の適正配置は、原則として隣接する学校との「通学区域の見直し」及び「統廃合」により進めるものとします。

(2) 適正配置を行うに当たっての基本的考え方

適正配置の検討区分

適正配置の検討は、長期的に適正な学校規模を確保するとともに、全市的なバランスを考慮した学校配置とするため、地理的・社会的な成り立ちによる生活圏域（第五期帯広市総合計画における地区区分）を基本として検討することとします。

また、適正配置に当たっては、地理的条件を勘案し、既存施設・用地の活用を基本に検討することとします。

計画的な取り組みと学習環境の維持

帯広市の財政状況を踏まえ、既存校舎の活用も含め、計画的な取り組みとなるよう配慮します。併せて、学習環境の改善に必要な施設の改修・改築を行います。

通学区域の見直し

通学区域の見直しは、次の点に配慮して設定します。

ア 通学距離は、小学校で概ね2 km 以内、中学校で概ね4 km 以内とします。なお、通学に支障を生じる場合には、実態に応じて支援策を検討します。

イ 通学区域の設定に当たっては、次の諸要件についても配慮します。

(ア) 幹線道路、河川、鉄道などの通学環境

(イ) 小学校と中学校の通学区域の整合性

(ウ) 地域コミュニティとの整合性

ウ 通学路の設定に当たっては、交通と防犯の両面から安全性について十分考慮するとともに、低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じ信号機や横断歩道等の設置など通学環境の改善を促進します。

エ 既存の通学区域制度を維持しつつ、適正配置に伴う経過措置として、区域外通学許可制度の弾力的運用を図ります。

地域計画等に対する配慮

今後、中心市街地活性化基本計画や住宅マスタープラン、農業・農村基本計画などの各計画に配慮し、柔軟に対応することとします。

また、農村地区の学校については、適正配置によって複式学級の解消を最優先に取り組むこととします。

さらに、適正配置を行っても地理的に小規模校となることがやむを得ない学校については、併せて小規模校のデメリットを補う施策についても検討します。

円滑な統廃合に向けた取り組み

ア 統廃合の対象となった学校についても、統廃合が実施されるまでの間も良質な教育環境が提供されるよう、引き続き学校施設の整備などに配慮します。

イ 統廃合による新校への移行が円滑に行われるよう、対象となった学校間で事前に交流活動を行うほか、統合後における継続的な人員配置についても配慮します。

学校跡地・施設の有効活用

統廃合によって廃止する学校の建物や土地については、市民の貴重な財産として、市民ニーズ等も踏まえ、幅広い視点から有効活用を検討します。

6. 適正配置の対象校と検討時期

(1) 児童生徒数の推計

将来的な児童生徒数の動向を考慮したうえで対象校を決定するため、校区間の児童生徒数の移動を加味した「コーホート変化率法」により児童生徒数を推計し、適正配置の対象校を設定します。

(2) 適正配置の対象校

学校規模の推計をもとに、将来とも適正規模に満たないと予測される学校及び適正規模を超えると予測される学校を適正配置の対象として、地区内における学校の適正配置について検討します。

(3) 適正配置の検討時期

過小規模校

5学級以下の小中学校（複式学級がある小学校及び1学級のみのある学年がある中学校）については、統廃合について速やかに検討に着手します。

小規模校

適正規模に満たない小中学校については、校舎等の改築時期などを考慮して、適切な時期に統廃合や通学区域の見直しを検討します。

大規模校

適正規模を超える学校については、全市的に児童生徒数が減少する見通しにあることから、将来の動向を十分に見極めたうえで、必要に応じ通学区域の見直しを検討します。

適正規模校

基本的に現状を維持することとします。

ただし、校舎等の改築時には、将来的な児童生徒数の推移と全市的なバランスのとれた学校配置を十分に見極め、必要に応じては、学校位置の見直しも含め適正配置について検討します。

帯広市立小中学校適正配置計画

1. 帯広市立小中学校適正配置計画策定の考え方

小中学校の適正配置等に関する基本方針に基づき、次のとおり帯広市立小中学校適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）を定めます。

(1) 適正配置計画の期間

適正配置計画の期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とします。

(2) 適正配置計画の地区区分

適正配置計画は、市内を自然的・社会的な成り立ちによる生活圏域を単位として「7つの地区」に区分して策定します。なお、必要に応じて、隣接する地区との調整を行います。

(3) 適正配置計画の内容

適正配置計画は、帯広市内の児童生徒数の将来見通しを踏まえ、次の2点について示すものとします。

小中学校配置の将来方向

ア 地区内の小中学校配置の将来方向は、地区全体の児童生徒数の将来推計及び通学条件等をもとに、将来的な学校配置の姿（以下「望ましい学校数」という。）として示すものとします。したがって、個々の学校の状況によっては必ずしも計画期間内に達成できるものではありませんが、適正配置の検討はこの将来方向にそって進めていくこととします。

イ 望ましい学校数は、地区内の全ての小中学校について、10年後の推計による学年ごとの児童生徒数の総数を一学級当り35人として総学級数を算出し、小学校では概ね18学級、中学校では概ね15学級を目安として必要な学校数を設定するものです。

適正配置の実施時期

ア 計画期間中に適正配置を検討すべき小規模校については、児童生徒数の将来動向を十分考慮しながら、計画期間内に9学級以下となる学校を対象として、地区内における適正な学校配置について検討します。

イ 適正配置の実施時期は、小規模化の進行状況及び校舎等の改築時期を考慮して設定することとします。

2. 適正配置計画

(1) 東地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の 増 減
	学校数	学校名	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	総学級数	学校数	
小学校	2	柏	472	14	339	12	18	1	1
		東	247	10	189	6			
		計	719	24	528	18			
中学校	2	第三	327	9	278	9	15	1	1
		第六	271	9	199	6			
		計	598	18	477	15			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

東地区は歴史が古く、比較的接近して小学校が設置されています。地区内の総学級数は18学級となる見込みであり、通学距離を考慮しても、地区内の望ましい学校数は1校と考えられます。

イ 中学校

小学校と同様に、比較的近距離に中学校が設置されており、地区内の総学級数は15学級となる見込みであることから、通学距離を考慮しても、地区内の望ましい学校数は1校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

東小学校は既に小規模校となっていますが、施設を更新して間もないことから、小規模化の進行状況を考慮しながら、平成28年度実施を目途に、地区内における適正な学校配置について検討を行います。

イ 中学校

第三、第六の両中学校は既に小規模校となっており、また、第六中学校の体育館は改築時期を迎えていることから、平成22年度実施を目途に、速やかに両校を対象とした地区内における適正な学校配置について検討を行います。

その他

帯広小学校は、地縁的に北栄小学校との関連が大きいことから、川北地区内の小学校と併せて検討することとします。

(2) 鉄南地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の 増 減
	学校数	学校名	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	総学級数	学校数	
小学校	3	明星	406	12	312	12	26	2	1
		光南	435	14	360	12			
		花園	292	11	159	6			
		計	1,133	37	831	30			
中学校	1	第四	476	14	372	12	12	1	0
		計	476	14	372	12			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

地区内の総学級数は26学級となる見込みであり、また、3校の位置関係も非常に近接していることから、地区内の望ましい学校数は2校と考えられます。

イ 中学校

地区内には第四中学校1校のみであり、将来的にも適正規模を維持することから、地区内の望ましい学校数は、現状どおり1校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

地区内の3校のうち、花園小学校は、現状においても適正規模を若干下回っていることから、今後の動向を見極め、学級数が大きく減少する平成24年度実施を目途に、地区内における適正な学校配置について検討を行います。

イ 中学校

第四中学校は将来的にも適正規模を維持することから、適正配置を検討すべき対象校はありません。

(3) 川北地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の増減
	学校数	学校名	児童生徒数(人)	学級数(学級)	児童生徒数(人)	学級数(学級)	総学級数	学校数	
小学校	4	帯広	201	7	245	10	38	3	1
		北栄	405	13	282	12			
		栄	469	15	353	12			
		啓北	468	15	365	12			
		計	1,543	50	1,245	46			
中学校	1	第一	549	15	484	15	15	1	0
		計	549	15	484	15			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

地区内の総学級数は38学級となる見込みであり、単に学級数から見た場合の必要な学校数は2校となりますが、通学区域が広範囲にわたることなどを考慮し、地区内の望ましい学校数は3校と考えられます。

イ 中学校

地区内には第一中学校1校のみであり、将来的にも適正規模を維持することから、地区内の望ましい学校数は、現状どおり1校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

地区内の4校のうち、帯広小学校は、現状においても適正規模を大きく下回っていますが、都心部振興策などにより児童数の増加が見込まれることから、今後の動向を見極め、築後40年以上経過し、校舎の改築時期を迎える平成25年度実施を目途に、地区内における適正な学校配置について検討を行います。

イ 中学校

第一中学校は将来的にも適正規模を維持することから、適正配置を検討すべき対象校はありません。

(4) 西地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の 増 減
	学校数	学校名	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	児童生徒 数(人)	学級数 (学級)	総学級数	学校数	
小学校	5	緑丘	591	18	487	17	59	4	1
		啓西	508	16	404	12			
		若葉	520	17	275	12			
		広陽	435	14	391	12			
		明和	465	15	382	12			
		計	2,519	80	1,939	65			
中学校	3	第五	388	12	362	11	37	2	1
		第八	622	18	410	12			
		西陵	532	15	444	13			
		計	1,542	45	1,216	36			

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

西地区は市街地の人口が集中しており、地区内の総学級数は59学級となる見込みであることから、地区内の望ましい学校数は4校と考えられます。

イ 中学校

地区内の総学級数は37学級となる見込みであり、通学距離を考慮しても、地区内の望ましい学校数は2校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

地区内に適正配置の対象となる小規模校はありませんが、望ましい学校数は、現状より1校減の4校であることから、地区内で最も早く改築時期を迎える若葉小学校の校舎・体育館の改築時期を目途に、地区内における適正な学校配置について検討します。

イ 中学校

地区内に適正配置の対象となる小規模校はありませんが、望ましい学校数は、現状より1校減の2校であることから、地区内で最も早く改築時期を迎える第八中学校の校舎・体育館の改築時期を目途に、地区内における適正な学校配置について検討します。

(5) 西帯広地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の増減
	学校数	学校名	児童生徒数(人)	学級数(学級)	児童生徒数(人)	学級数(学級)	総学級数	学校数	
小学校	4	西	353	13	294	12	35	2	2
		開西	366	12	228	8			
		森の里	481	16	276	11			
		つつじが丘	510	17	299	12			
		計	1,710	58	1,097	43			
中学校	2	第二	430	12	329	9	19	1	1
		緑園	559	15	279	9			
		計	989	27	608	18			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

西帯広地区は宅地開発に伴う児童数の増加が落ち着き、世帯の高齢化に伴い、今後、著しい児童数の減少が見込まれています。地区内の総学級数は35学級となる見込みであり、通学距離などを考慮しても、地区内の望ましい学校数は2校と考えられます。

イ 中学校

中学校においても同様に、生徒数の減少が見込まれています。地区内の総学級数は19学級となる見込みではありますが、小学校児童数の推移を考慮するとさらに減少する可能性もあり、また、通学距離を考慮しても、地区内の望ましい学校数は1校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

開西、森の里の両小学校は、将来的にいずれも適正規模を下回る見込みであることから、開西小学校が9学級となる平成25年度実施を目途に、地区内における適正な学校配置について検討を行います。

イ 中学校

第二、緑園の両中学校は、将来的にいずれも適正規模を下回る見込みであることから、両中学校とも9学級となる平成27年度実施を目途に、地区内における適正な学校配置について検討を行います。

(6) 南地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の増減
	学校数	学校名	児童生徒数(人)	学級数(学級)	児童生徒数(人)	学級数(学級)	総学級数	学校数	
小学校	3	稲田	894	26	875	26	56	3	0
		豊成	377	12	741	22			
		大空	541	17	229	8			
		計	1,812	55	1,845	56			
中学校	2	大空	286	9	133	5	27	2	0
		南町	509	14	751	22			
		計	795	23	884	27			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

近年の宅地開発により急激に児童数が増加した稲田小学校では、今後、児童数は減少傾向にあります。また、豊成小学校では、今後、新たな宅地開発により児童数の増加が見込まれていますが、最も児童数が多くなる年度でも適正規模の範囲内と見込まれています。一方、大空小学校では、児童数の減少により将来的には小規模校になる見込みですが、通学距離などを考慮した場合、隣接校との調整は困難と思われる。したがって、地区内の望ましい学校数は、現状どおりの3校と考えられます。

イ 中学校

南町中学校では、今後、校区内の宅地開発の影響により生徒数が増加し、適正規模を上回り、大規模校となることを見込まれています。一方、大空中学校では、すでに小規模校となっており、今後、さらに大幅な生徒数の減少が続く見通しですが、小学校と同様に、隣接校との調整は困難と思われる。したがって、地区内の望ましい学校数は、南町中学校の通学区域見直しによる適正規模化を図りながら、現状どおりの2校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

豊成小学校は、今後、宅地開発によって通学距離が2kmを越える地域が生じるとともに、児童数の増加によって教室数が不足する見込みとなっています。また、校舎・体育館の改築時期もまもなく訪れることから、これらの時期を考慮し、平成24年度実施を目途に、学校位置の見直しも含めた適切な通学距離の確保について検討を行います。

大空小学校は、校舎・体育館の改築時期を迎える平成25年度実施を目途に、施設の改築と併せて、小規模校のデメリットを補う方策についても検討を行います。

イ 中学校

南町中学校は、宅地開発に伴う生徒数の増加によって適正規模を大きく上回る見込みとなる平成23年度実施を目途に、通学区域の見直しなど適正配置の検討を行います。

大空中学校は、校舎・体育館の改築時期を迎える平成28年度実施を目途に、施設の改築と併せて、小規模校のデメリットを補う方策についても検討を行います。

(7) 農村地区

区分	平成17年度現在				平成27年度推計		望ましい学校数		学校数の増減
	学校数	学校名	児童生徒数(人)	学級数(学級)	児童生徒数(人)	学級数(学級)	総学級数	学校数	
小学校	5	川西	94	6	93	6	12	3	2
		清川	57	5	46	4			
		広野	33	4	25	4			
		大正	176	6	123	6			
		愛国	28	3	40	4			
		計	388	24	327	24			
中学校	4	第七	122	4	97	3	6	2	2
		川西	56	3	53	3			
		清川	18	3	26	3			
		八千代	19	3	20	3			
		計	215	13	196	12			

網掛けされた学校は、適正配置の対象校である。

小中学校配置の将来方向

ア 小学校

全ての小学校で小規模化の進行が著しく、うち、清川、広野、愛国の3小学校では今後も複式学級となる見込みとなっています。したがって、複式学級の解消を最優先としながらも、適切な通学時間についても考慮する必要があることから、地区内の望ましい学校数は3校と考えられます。

イ 中学校

中学校においても同様に小規模化の進行が著しく、全ての学校で過小規模校となる見込みになっています。したがって、適切な通学時間を考慮し、地区内の望ましい学校数は2校と考えられます。

適正配置の実施時期

ア 小学校

農村地区においては通学距離などの地域的な制約が大きいため、川西及び大正の地域単位による検討など広域的な視点から、今後の農村地区の学校配置のあり方について検討を行います。

イ 中学校

川西地域には3つの中学校があることから、今後の学校配置のあり方について、広域的な視点から検討を行います。

表2 望ましい学校数と平成27年度末の学校数

地区名	区分	現状の 学校数 (a)	望ましい学校数			平成27年 度末の 学校数 (b)	現状との 学校数の 増減 (b)-(a)
			児童生徒 数(人)	総学級数	学校数		
東地区	小学校	2	528	18	1	2	0
	中学校	2	477	15	1	1	1
鉄南地区	小学校	3	831	26	2	2	1
	中学校	1	372	12	1	1	0
川北地区	小学校	4	1,245	38	3	3	1
	中学校	1	484	15	1	1	0
西地区	小学校	5	1,939	59	4	5	0
	中学校	3	1,216	37	2	3	0
西帯広地区	小学校	4	1,097	35	2	3	1
	中学校	2	608	19	1	1	1
南地区	小学校	3	1,845	56	3	3	0
	中学校	2	884	27	2	2	0
農村地区	小学校	5	327	12	3	3	2
	中学校	4	196	6	2	2	2
計	小学校	26	7,812	244	18	21	5
	中学校	15	4,237	131	10	11	4

各地区の現状の学校数、望ましい学校数及び適正配置計画に従って学校の統廃合を進めた際の平成27年度末の学校数について集計したものである。

適正配置計画の進め方

1. 実施計画の策定

帯広市立小中学校適正配置計画を進めるに当たっては、実施計画を策定して取り組みます。

(1) 実施計画の策定期間

実施計画は、保護者との協議や施設整備に要する期間を考慮し、実施時期までに十分な期間を確保したうえで、対象校ごとに策定します。

(2) 実施計画の内容

実施計画は、主に次の内容について策定します。

適正配置の対象校

適正配置の方法

適正配置に向けたスケジュール

適正配置に当たって配慮すべき事項

(3) 実施計画策定に当たっての手続き

実施計画の策定に当たっては、計画内容の周知に努めるとともに、保護者や地域住民等の意見・要望等を十分に踏まえたものとします。

計画内容について、対象校の保護者や地域住民等に対する説明会を開催し、意見の集約に努めます。

計画内容の説明会は、適正配置が校舎の改築を伴う場合は実施時期の概ね 5 年前を目途に、また、校舎の改築を伴わない場合は概ね 3 年前を目途に開催し、十分な検討期間を確保します。

2. 統合準備協議会の設置

(1) 統合に当たっては、保護者や学校の代表などからなる「(仮称)統合準備協議会」を設置し、教育目標や校名・校歌、通学路、廃校となる学校の歴史の保存方法など、統合による新校への円滑な移行に向けて協議します。

(2) 「(仮称)統合準備協議会」は、統合実施年度の概ね 2 年前に設置します。

3. 基本方針及び適正配置計画の見直し

基本方針及び適正配置計画は、児童生徒数の推計や国等の制度改正において、計画に影響を与える大きな乖離や情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。